



テミス通信

第 25 号 / 2017年1月

発行元：佐井司法書士法人

佐井司法書士法人

〒530-0047

大阪市北区西天満6丁目7番4号

大阪弁護士ビル903号

TEL 06-6365-1755

FAX 06-6365-1109



十日戎の熊手、福箕

2017年が明けました。

皆さま、いかがお過ごしでしょうか。

1981年1月に司法書士登録をし、36年が過ぎました。

長くお付き合い下さる皆さまのご支援と、新しいことや面白いと思うことに取り組む、手応えや楽しさに励まされて、仕事の幅を広げてきました。

思うところあって、昨年1月、事務所を法人に改めたことを機に、これに加えて例えるならば、私は土を耕し、柔らかく温かい土壌を作って、多様な花や実を豊かに咲かせる役目を果たしたいと思うに至りました。

楽しく励めたなと思える一年にしたいと思います。

今年最初の「テミス通信」をお届けいたします。

お楽しみいただけると嬉しいです。

(佐井恵子)

2017年の抱負

仕事と趣味を全力で！（山添健志）

仕事と家庭のバランスを取って、今年は夕飯を一品増やす余裕を持ちたいです（中村佐和子）

遅寝早起きから、早寝早起きの生活へ（門垣佳代子）

領収証をため込まない。備品の置き場所にラベルを貼る（佐井陽子）

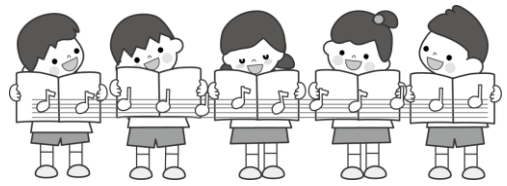
千里の道も一歩から。少しの時間も大切に、一つ一つに全力で取り組んでいきます（後藤葵）

通信の「テミス」とは、剣と天秤を持つ正義の女神。佐井事務所のシンボルです。



私たち、ここにこだわって仕事しています！！

日々の業務の中で、大切にしていることや、こだわりを話し合ってみようというところから紙面を企画しました。それぞれが目指そうとしている所だにご理解いただいて、「私たちの仕事への思い入れ！」ご覧下さい。



仕事は、求められている「一歩先まで」



会社の役員変更登記のご依頼には、役員選任決議に留まらず、報酬額の改定など同時期に決議すべきことも含めてご提案するのが私たちのやり方です。定款変更の場面でも、どこがどう変わったかを明確にするため新旧対照表を作成したり、変更後の定款を作成してお渡しするのも、定款を大事にして欲しい、また社長さんには、「当社は定款をちゃんと整備しています。」と胸を張って言うていただきたいという、私たちならではのこだわりです。

問題解決を何としてでもする

不動産を贈与したいとお越しいただいて、よくよくお話しを伺っていると、隠れた問題が見えてくることがあります。その解決のためには、本当に贈与が良いのか、遺言作成が良いのか、あるいは信託する方が良いのか、持てるスキルを総動員して考えます。単体ではできなくても組合せることで解決できる場合もあります。そのためにも、常に新しい制度や法律の勉強は欠かせません。また、自分の執務に、思い込みや思い違いはないか、所内で互いに検討することも大切にしています。

ただ、最良と思った方法が、ご本人にとって最良の方法であるかどうかは別物と心得、よく相談しながら方法を選択することも、実務家として大事だと思っています。 (佐井恵子)

ご依頼者の立場に立って考える



会社設立やマイホームの購入、相続など、司法書士の事務所には、そう頻繁に訪れる機会はありません。司法書士に仕事を依頼することが初めてという方も大勢いらっしゃいます。そこで、安心して相談いただくため、ご本人の立場であればこんなことに悩んでいるのではと常に考えながら、お話を伺うようにしています。

また、登記完了後の権利書のお渡しは、特に丁寧に行います。不動産はとても高額な財産です。一生に一度のことだけに、できるだけ丁寧に行い、ご本人に、わからない点がないようにと心がけています。笑顔になって事務所を後にしていただいて、初めて仕事が終了したと思っています。

(山添健志)

笑顔の見える対応



電話での対応が多いのですが、お互いの顔が見えないからこそ笑顔の見える対応を大切にしています。自分にとっては当たり前のことでも、ご依頼者にとっては初めてのことが多いため、どのように説明すれば確実に伝わるかを考えて、分かりやすく丁寧に、どんな小さなことでも気軽に質問いただけるよう心がけています。

また、登記のご依頼を受けてから完了するまで時間がかかることもあるため、所内全体として登記の進捗状況をこまめに報告しています。 (中村佐和子)



気持ち良く仕事を進めていける空気感



主に、成年後見業務を担当しています。重要な財産をお預かりしていますので、ケアレスミス無くすことを、常に心の片隅においています。

こだわりは、SE時代に他人の作成した書類がいかに分かりにくいかを実感したので、報告書類等は誰が見ても分かりやすいものを目指しています。

大切にしているものは、依頼者様や周りの方、自分も含め、同じ仕事に関わる全ての人が気持ち良く仕事を進めていけるような空気感です。これは、仕事だけに限らず、日常生活においても、自分も心地よく、周りの皆も心地よく過ごせることを大事にしています。

(門垣佳代子)

整理整頓、細かい目配り



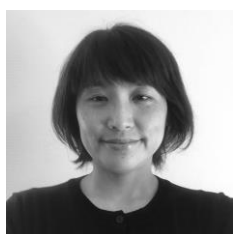
事務所がいつも清潔であるかチェックしています。塵やシュレッダーのカスは目についたらすぐ拾い、汚れは新しいうちに拭くようにする。細かいところの目配りを行き届かせることが、信頼いただける事務所作りの第一歩だと考えています。

不要な備品は処分し、決められた場所に直して整理整頓を行い、快適で効率よく業務を行えるよう努めています。ささいな心がけで恥ずかしいのですが、こういうことこそ塵も積もれば山となるので、片付けは後回しにしないように気をつけたいです。

(佐井陽子)



自己紹介を兼ねて・・・



昨年の秋からお仕事させていただいています。

実は、10年ぶりのカムバックとなります。

二人の男の子を出産し育児をしていた10年の間に、会社法はがらりと変わり、紙申請もオンライン申請に変わりました。事務所としても取り扱う仕事の内容は多様化し、ご依頼者の数も10年前よりもぐんと増え、ご縁の広がりを日々感じています。

私もこの事務所でまたお仕事させていただけることになったご縁、ご依頼者とのご縁を大切に、事務所の成長に追いつけ追い越せで、頑張ります。

今はまだ週2日の勤務で不在の時も多いので、ご迷惑をおかけすることがないように、書類の整理はしっかりとしていきたいと思っています。

(後藤葵)

不動産取引の現場

マイホームは、一生に一度の高額な買い物。

契約書を取り交わし、場合によっては手附金を払い、1か月程度を目処に残代金の支払をして、所有権を移転することが通例です。この残代金の支払時に、「間違い無く登記名義を売主から買主に変更できると確認した。代金を払って良い。売買は成立した。」と宣言する役目を司法書士が担っています。この業務を、私たちは「不動産取引」または短く「取引」あるいは「立会」と呼んでいます。「取引」と言うと、良い意味ではない様に聞こえるかもしれませんが、司法書士の昔からあるお仕事です。

30年ほど前は、この「取引」の場に、売主ご本人が出席しないことが多々あり、登記簿上の所有者が、売主本人に間違いがなく、売買の意思もあることの確認に苦労しました。今では笑い話ですが、登記された名前は女性の名前なのに、現れたのは男性で、「自分が本当の所有者だ。書類さえ揃っていたら問題ないだろう。」と凄まれることもありました。意思確認など面倒なことを言わない方が、楽に仕事ができただけでした。

やがて「安全に不動産取引をするために人・物・意思の確認をする」執務姿勢への賛同者が増え、やがて司法書士会の運動となり、今では、司法書士がご本人に会って「人・物・意思」の確認をすることは当たり前になりました。



ところが最近の難しさは、ご高齢者が売主となる不動産取引の場合に、その意思確認あるいは前提となる判断能力の低下をどう判断するのかといったところに移ってきています。もちろん、ご高齢となるほど個人差が大きく、直接お目にかかり、お話しして安心することが多いのですが、中には、「署名ができれば良いのか?」「売るということは分かっているが、代金やその他細々とした内容までは話せるかどうか。」等と、ご親族から相談を受けることがあります。

正直なところ、一般論として申しあげるのは難しいのですが、実際にお目にかかり、不動産を取得した経緯や売買の動機や売買代金等についてお話を伺い、心証を得たうえで、ご本人の口座に代金を入金することを最低限確認しています。話しは逸れますが、売買と贈与とでは求められる判断能力は異なるでしょうし、遺言については、内容次第だと考えます。信託契約となれば、より高い能力がなければなりません。



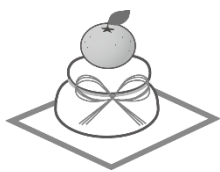
時代と共に、安全な不動産取引のために心がけることは変わってきますが、お任せいただいた以上、一切の間違いが許されない仕事だけに、真剣に取り組みます。希に、ハプニングが起きますが、そんな時でも、落ち着いて解決への引出を開けることができるように、取引の30分前には、約束の場所に到着している様に心がけています。

(佐井恵子)

佐井事務所

スタッフ紹介

テーマ「好きなおせち」



佐井 恵子
司法書士
ヒラメの龍飛巻

山添 健志
司法書士
こんにゃく

中村 佐和子
事務局
海老



門垣 佳代子
事務局
鯛の姿焼き(にらみ鯛)

佐井 陽子
事務局
ごまめ(胡桃入り)



後藤 葵
事務局
黒豆



単元株式数を100株にする取組みとは！？

東京証券取引所をはじめとした全国の取引所は、上場企業の株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一する取組みを行っており、平成30年10月1日を移行期限としています。

現在、売買単位は、上場企業の8割が100株単位、残りの2割が1000株単位で取引されています。売買単位が複数ある市場は国際的にも少数であり、内外の投資家の利便性を図る趣旨であるとのこと。

1000株の売買単位が100株に変更されると、投資家にとっては最低投資額が10分の1で済むこととなります。しかし取引所は、1銘柄の最低投資



金額は5万円以上50万円未満が望ましいとしていますので、企業は同時に株式併合などを行い、最低投資金額が変更前と同様の水準となるよう調整する企業も見られますので、一概に最低投資額が減るとも言えないようです。

なお、単元株式数の減少、株式併合を行う場合は併せて登記手続きが必要ですのでご注意ください。
(山添健志)

遺言セミナー 第2弾開催のお知らせ

「誰でもできる！自筆証書遺言の書き方講座」第2弾を下記の通り開催します。同じテーマで昨年9月に、山添が講師を務めました。今回は「今、自分が書いたら、自筆証書遺言がいいな・・・。」そんな風に思っている佐井が担当します。ご自身で、遺言が書けるようになっていただきます。奮ってご参加ください。

記

日 時 平成29年3月3日（金）午後14時～16時
なお、15時30分より茶話会となります。

場 所 佐井司法書士法人 応接室

持 参 物 筆記道具

定 員 5名様

受 講 料 3,000円（顧問先様 2,000円）

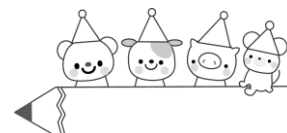
「ココヨの遺言書キット」（2,500円相当）の代金が含まれています。

参加申込 2月21日（火）までに電話またはファックスにてお申し込みください。

ファックスの場合、当方より折り返しのご連絡をもって、予約の完了とさせていただきますので、ご連絡先を必ずご記入ください。

☎ 06-6365-1755

FAX 06-6365-1109



エコキャップ 運動についてのお知らせ

ペットボトルの回収(エコキャップ)に協力いただきありがとうございます。
平成29年1月11日付け朝日新聞朝刊に「エコキャップ推進協会」の理事長がキャップの売却益を私腹していたとの記事がありました。私どもは、大阪市北区社会福祉協議会内北区ボランティア・市民活動センターを通じて、「世界の子どもにワクチンを日本委員会(JCV)」に直接寄付していますので、ご安心下さい。

北区社会福祉協議会リーフレット

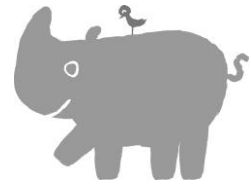


テミス通信第16号で社会貢献活動として、古切手やペットボトルのキャップを収集していることをお伝えしたところ、沢山の古切手・キャップをお持ち下さいました。お名前をご紹介します。北谷昇子様、言の葉 ofice かのん 川邊暁美様、七転八起 岸本正明様、beyond 社会保険労務士法人 香山晃子様、米山敬子様 事務所ビル管理会社の太平ビルサービス様。ありがとうございました！ 確かにお預かりしました！

テミス通信、最後までご覧いただきありがとうございます。

- ・今年もおせち料理をお重に詰めて正月を祝いました。年に一度使うきりのお重ですが、我が家のお正月の顔として、存在感が増してきています。大切に包んで、また来年。
- ・東京都目黒区にある喜多六平太記念能楽堂の舞台に上げていただく機会がありました。能舞台に立つのは初めての経験です。およそ5.4メートル四方の舞台ですが、座席から見る方が広く感じます。舞台は、木の根本を奥に、先を手前にして並べて作ります。前に行くほど滑りが良く踏み心地が違う等、初めて知ることばかりでした。それにも増して、ご案内いただいたシテ方・大村 定様の舞台に真剣に臨むお話しを通じて、古典芸能の奥深さに息をのむ経験をしました。
- ・最高裁判所は、昨年12月19日、預貯金についても遺産分割の対象となるという決定を下しました。今後、遺産分割協議が整わない間は、銀行等も各相続人からの法定相続分による預貯金の払戻し請求には応じないこととなる事態が想定できます。相続税の納付や、早期に現金が必要となる場合には、遺言等で対処しておく必要が増してきました。
- ・神戸市立博物館で特別展古代ギリシャが開催中です。きっと誰も取り上げないと思うのですが、紀元前4世紀前半の「家屋購入の契約碑文」の展示がありました。紙ではなく石に彫っているところが驚きです。4月2日まで開催していますので、是非、ご覧になって下さい。

(佐井恵子)



※佐井事務所のご依頼者、名刺交換させていただいた方、様々な機会にご縁をいただいた方にお届けさせていただいています。ご希望されない方や、宛先違いなど、ご迷惑をおかけしました方には、大変お手数ながらご連絡いただけると幸いです。

佐井司法書士法人 〒530-0047 大阪市北区西天満6丁目7番4号 大阪弁護士ビル903号

TEL 06-6365-1755 FAX 06-6365-1109 メール keiko@sai-shihou.jp

ホームページ <http://www.sai-shihou.jp>

ブログ <http://ameblo.jp/sai-shihou/> マイベストプロ大阪 <http://mbp-osaka.com/sai-shihou/>